

2022年8月24日

各位

会社名:ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社 代表者名:代表取締役社長 橋爪 克仁 (コード番号:6090 東証グロース) 問合せ先:取締役コーポレート統括本部長 大畑 恭宏 (TEL:03-3551-2180)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を、2022年9月22日開催予定の第19回定時株主総会(以下、「本総会」)に付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 株主総会資料の電子提供制度導入に対応する定めの変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規則が2022年9月1日に施行されましたため、株主総会資料の電子提供制度導入に対応するため、次の通り当社定款を変更するものです。

- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。

(2) 剰余金の配当等を取締役会の決議事項とする定めの変更

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第 459 条第1項の定めに基づき、剰余金の配当等を取締役会で行えるよう、現行定款第26条(剰余金の配当)を変更案第26条「剰余金の配当等の決定機関」と新設第27条「剰余金の配当の基準日」に分割して変更を行うものです。なお会社法第460条第1項に基づく定款の定めは設けず、本変更は剰余金の配当等についての株主総会決議を排除するものではありません。

また現行定款第27条(配当金の除斥期間)の条番号繰り下げを行います。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更箇所)

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
現行定款	変更案
(参考書類等のインターネット開示)	
第16条 当会社は、株主総会参考書類、計	<削除>
算書類、連結計算書類及び事業報告	
に記載又は表示すべき事項に係る情	
報を、法務省令の定めるところによ	
り、インターネットで開示すること	
ができる。_	
	(電子提供措置等)
<新設>	第16条 当会社は、株主総会の招集に際

<新設>

(剰余金の配当)

- 第26条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。
 - 2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年12月31日の株主名簿に 記録された株主若しくは登録株式質 権者に対し、中間配当を行うことが できる。

<新設>

(配当金の除斥期間)

第<u>27</u>条 期末配当金及び中間配当金が支払 開始の日から満3年を経過してもな お受領されないときは、当会社はそ の支払の義務を免れる。

- し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(剰余金の配当等の決定機関)

第26条 <u>当会社は取締役会</u>の決議により、 <u>剰余金の配当等会社法第459条第1</u> <u>項各号に定める事項を定めることが</u> できる。

<削除>

(剰余金の配当の基準日)

- 第27条当会社の期末配当の基準日は毎年6月30日、中間配当の基準日は毎年年12月31日とする。
 - 2 当会社は前項のほか、取締役会決議 によって、基準日を定めて剰余金の 配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第<u>28</u>条 期末配当金及び中間配当金が支払 開始の日から満3年を経過してもな お受領されないときは、当会社はそ の支払の義務を免れる。

- 3. 日程
- (1) 定款変更のための株主総会開催日 2022年9月22日
- (2) 定款変更の効力発生日 2022 年 9 月 22 日
- (注) 上記の内容につきましては、2022 年 9 月 22 日開催予定の当社第 19 回定時株主総会において 承認可決されることを条件といたします。